

阿久根市教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第27号

阿久根市教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則

阿久根市教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成27年阿久根市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

阿久根市教育・保育給付の認定等に関する規則

第 1 条中「に係る支給認定」を「の認定等」に改める。

第 3 条の見出しを「（労働時間の下限）」に改め、同条中「第 1 条第 1 号」を「第 1 条の 5 第 1 号」に改める。

第 4 条第 1 号中「阿久根市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」を「阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」に改め、同条第 4 号中「第 1 条第 8 号」を「第 1 条の 5 第 8 号」に改める。

第 5 条を削る。

第 6 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定申請書兼利用申込書」を「教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」に改め、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（教育・保育給付認定等）

第 6 条 法第20条第 4 項（法第23条第 3 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び認定証の交付は、支給認定証（別記第 2 号様式）によるものとする。

2 法第20条第 5 項（法第23条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定による通知は、教育・保育給付認定申請却下通知書（別記第3号様式）によるものとする。

第7条及び第8条を次のように改める。

（利用者負担額等の通知）

第7条 府令第7条第1項第1号に係る通知は、利用料決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

2 府令第7条第1項第2号に係る通知は、副食費徴収免除のお知らせ（別記第5号様式）によるものとする。

（教育・保育給付認定の有効期間）

第8条 府令第8条第4号ロの市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、育児休業終了日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市が定める期間は、保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して市長が適当と認める期間とする。

第9条第1項中「支給認定現況届（別記第5号様式）」を「教育・保育給付認定現況届（別記第6号様式）」に改め、同条第2項中「に規定する変更後の利用者負担額に関する事項の」を「（府令第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による」に、「特定教育・保育施設等保育料変更通知書（別記第6号様式）」を「利用料変更決定通知書（別記第7号様式）」に改める。

第10条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「変更認定申請書（別記第7号様式）」を「教育・保育給付認定変更申請書（別記第8号様式）」に改める。

第11条中「支給認定変更届（別記第8号様式）」を「教育・保育給付認定変更届（別記第9号様式）」に改める。

第12条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

（表）

教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

年 月 日

（宛先）阿久根市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定を申請します。

なお、施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請区分	☐ 新規申請 ☐ 継続申請（既に保育所等に入所中の方）		
保護者	居住地	年1月1日現在の居住地（上記と異なる場合に記入）	
	氏名	電話番号	

申請児童	フリガナ氏名	生年月日	年齢	性別
		年 月 日		☐ 男 ☐ 女
		個人番号	— —	
支給認定証番号	（既に認定を受けている場合に記入）			

※「年齢」は、 年4月1日現在の年齢

保育の希望の有無	☐ 有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）
	☐ 無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。

※「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

利用を希望する期間	年 月 日 から	☐ 就学前 まで
		☐ 年 月 日 まで
利用を希望する時間	利用曜日	利用時間
	曜日から 曜日まで	時 分から 時 分まで
利用を希望する施設名	第1希望	（理由）
	第2希望	（理由）
	第3希望	（理由）
保育必要量	☐ 保育標準時間認定 ☐ 保育短時間認定 （保育の希望がある場合のみ記入）	

(裏)

① 申請児童の家族状況

児童の世帯員（申請児童も含む。）	氏 名	生年月日	続 柄	勤務先・就学先等
		年 月 日	(保護者)	
			個人番号	— —
		年 月 日	(保護者)	
			個人番号	— —
		年 月 日	申請児童	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家 庭 の 状 況		☐ 在宅障がい者あり ☐ ひとり親家庭 ☐ その他		
生活保護の適用の有無		☐ 無 ・ ☐ 有 (年 月 日保護開始)		

※個人番号は、保育所利用料及び副食費の算定等に使用します。

② 保育の利用を必要とする理由等

(保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。)

続 柄	保育の利用を必要とする理由
(保護者)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動
	☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)
(保護者)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動
	☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)

*市記載欄

認 定 の 可 否	☐ 可 ☐ 否 年 月 日認定	支給認定証番号	
認 定 区 分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号	保 育 必 要 量	☐ 標 ☐ 短
給付 (入所の可否)	☐ 可 ☐ 否 (否とする理由)		
給付 (利用) 期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

第2号様式（第6条関係）

先に申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定について、次のとおり認定されましたので支給認定証を交付します。

【注意事項】

- 1 この認定証は、子どものための教育・保育給付を受けるために必要なものですので、大切に保管してください。
- 2 この認定証は、受給者がその対象子どもの利用に際してのみ使用できます。
- 3 この認定証は、他人に譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- 4 受給者としての資格がなくなったとき又は有効期間を経過したときは、この認定証を使用することはできません。
- 5 氏名、居住地、就労状況等の認定基準に変更があったときは、速やかにその旨を届け出て下さい。

支 給 認 定 証

認 定 区 分			
保 育 の 事 由 及 び 必 要 量			
支 給 認 定 証 番 号			
有 効 期 間			
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名		
	生 年 月 日		性 別
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名		
	居 住 地		
	生 年 月 日		
変 更 事 項			

年 月 日

阿久根市長

第3号様式（第6条関係）

教育・保育給付認定申請却下通知書

年 月 日

阿久根市長

様

施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定の申請については、次の理由で却下しましたので通知します。

児 童	フリガナ氏名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フリガナ氏名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
却 下 理 由		

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、阿久根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1にかかわらず、1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分については、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、阿久根市を被告として（訴訟において阿久根市を代表する者は阿久根市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 3にかかわらず、3の期間が経過する前に、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

利用料決定通知書

年 月 日

阿久根市長

様

利用料については、次のとおり決定しましたので通知します。

支 給 認 定 証 番 号		
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		
認 定 区 分		

月から 月まで

所 得 階 層		所得調定額	円
---------	--	-------	---

決 定 額	
-------	--

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、阿久根市長に対して審査請求をすることができます。
- 1にかかわらず、1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、阿久根市を被告として（訴訟において阿久根市を代表する者は阿久根市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3にかかわらず、3の期間が経過する前に、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 5 号様式（第 7 条関係）

副食費徴収免除のお知らせ

年 月 日

阿久根市長

様

副食費については、免除となりましたのでお知らせします。

児 童	フリガナ 氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	フリガナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	
施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		
免 除 期 間		
免 除 理 由		

第 6 号様式（第 9 条関係）

（表）

教育・保育給付認定現況届

年 月 日

（宛先）阿久根市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定の現況を届け出ます。

なお、施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保 護 者	居住地	年 1 月 1 日現在の居住地（上記と異なる場合に記入）		
	氏 名		電話 番号	

届 出 児 童	フリガナ 氏 名	生年月日	年齢	性別
		年 月 日		☐ 男 ☐ 女
支給認定証番号				

※「年齢」は、年 4 月 1 日現在の年齢

① 利用施設名等

利用している施設名（事業所）	保育園・認定こども園
4 月以降の意向	年 4 月以降の意向に該当する欄に✓を記入してください。 ☐ 継続利用 ☐ 転園希望（施設名） ☐ 退 園（理 由） ・ 卒園

(裏)

② 届出児童の家族状況

児童の世帯員 (届出児童も含む。)	氏 名	生年月日	続 柄	勤務先・就学先等
		年 月 日	(保護者)	
		年 月 日	(保護者)	
		年 月 日	届出児童	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家 庭 の 状 況		☐ 在宅障がい者あり ☐ ひとり親家庭 ☐ その他		
生活保護の適用の有無		☐ 無 ・ ☐ 有 (年 月 日保護開始)		

③ 保育の利用を必要とする理由等

(保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。)

続 柄	保育の利用を必要とする理由
(保護者)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動
	☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)
(保護者)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動
	☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)

第7号様式（第9条関係）

利用料変更決定通知書

年 月 日

阿久根市長

様

利用料については、次のとおり変更しましたので通知します。

支給認定証番号		
児童	フリガナ氏名	
	生年月日	
保護者	フリガナ氏名	
	居住地	
	生年月日	
施設の名称及び所在地		
認定区分		

4月から8月まで

	所得階層	所得調定額	決定額
変更前		円	円
変更後		円	円

9月から3月まで

	所得階層	所得調定額	決定額
変更前		円	円
変更後		円	円

変更理由	
------	--

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、阿久根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1にかかわらず、1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 3 この処分については、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、阿久根市を被告として（訴訟において阿久根市を代表する者は阿久根市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 3にかかわらず、3の期間が経過する前に、この処分（1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 8 号様式（第10条関係）

教育・保育給付認定変更申請書

年 月 日

（宛先）阿久根市長

子どもための教育・保育給付認定の変更について、次のとおり申請します。

給付認定保護者 (申請者)	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —		
	居住地	郵便番号 — 電話番号 — —		
給付認定児童	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —	続 柄	
	居住地 (※保護者が法人の場合記入)	郵便番号 — 電話番号 — —		
申請を行う原因となった理由				
備 考				

※ 施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定の変更について、必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

第9号様式（第11条関係）

教育・保育給付認定変更届

年 月 日

（宛先）阿久根市長

子どものための教育・保育給付認定の変更について、次のとおり届け出ます。

給付認定保護者	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —		
	居住地	郵便番号 — 電話番号 — —		
給付認定児童	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —	続 柄	
	居住地 （※保護者が法人の場合記入）	郵便番号 — 電話番号 — —		

届出書提出者	☐ 給付認定保護者 ☐ 給付認定保護者以外(下の欄に記入すること。)			
	フリガナ氏名		児童との関係	
	住 所	郵便番号 — 電話番号 — —		

変更事項 （該当事項の番号に○を付けること）	給付認定保護者に関すること	1：氏名 2：居住地 3：生年月日 4：個人番号 5：連絡先 6：法人の名称 7：法人の代表者の氏名 8：法人の主たる事務所の所在地
	給付認定児童に関すること	1：氏名 2：生年月日 3：個人番号 4：保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	

※ 支給認定証及び変更した内容を証する書類を添付してください。

別記第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第10号様式（第12条関係）

支給認定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）阿久根市長

支給認定証の再交付について、次のとおり申請します。

給付認定保護者	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —		
	居住地	郵便番号 — 電話番号 — —		
給付認定児童	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	個人番号	— —	続柄	
	居住地 （※保護者が法人の場合記入）	郵便番号 — 電話番号 — —		

申請書提出者	□給付認定保護者 □給付認定保護者以外（下の欄に記入すること。）			
	フリガナ氏名		児童との関係	
	住所	郵便番号 — 電話番号 — —		
申請の理由		1：破損 2：汚損 3：紛失 4：その他 （具体的な状況）		

※ 紛失の場合を除き、支給認定証を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。